



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
9 月 6 日
号 外
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

勧告に基づき講じられた措置の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

勧告に基づき講じられた措置の通知に係る事項の公表公告

平成 17 年 8 月 5 日付け監査結果の公表公告において公表した監査の結果に係る措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 9 項の規定により滋賀県知事から通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 17 年 9 月 6 日

滋賀県監査委員 柗 勝 次
同 中 森 武

(通知文)

滋 議 第 4 1 9 号
平成 17 年 (2005 年) 8 月 31 日

滋賀県監査委員 柗 勝 次 様
同 中 森 武 様

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県職員措置請求に係る監査結果 (勧告) に伴う措置について (通知)

平成 17 年 (2005 年) 8 月 5 日付け滋監査第 180 号で勧告のあったことについて、下記のとおりでありましたので通知します。

記

平成 17 年 8 月 8 日自由民主党・湖翔クラブ代表より、平成 12 年度滋賀県政調査研究費交付金のうち 604,800 円および平成 13 年度から平成 16 年度までの政務調査費のうち 2,530,435 円に係る収支報告書等の修正および自主返還の申し出があり、同日、総額 3,135,235 円の返還がなされた。

また、上記滋賀県政調査研究費交付金および政務調査費の返還に伴う利息 (年 5 分) の合計額 181,805 円について、平成 17 年 8 月 30 日自由民主党・湖翔クラブ代表より返還の申し出があり、平成 17 年 8 月 31 日に同額の返還がなされた。

以上より、返還措置を講ずる必要はなくなった。

